

# 茨城県報 号外(9)

昭和50年4月1日

火曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 告 示

●道路の区域決定(2件)(道路維持課).....	1	ページ
●道路の供用開始( )( ).....	2	
●茨城県農山漁村住宅改善資金利子補給金交付要項の一部改正(住宅課).....	3	

### 訓 令

●研修、講習、訓練等を受ける場合の旅費の調整基準の一部改正(人事課).....	5
●茨城県公舎利用規程の一部改正(管財課).....	5

## 告 示

### 茨城県告示第346号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和50年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理 番号	道路の 種類	路線名	区 間	敷地の 幅員	延 長			備 考
					実延長	重用延長	計	
	一 般 道	349号	茨城県 水戸市五軒町 1丁目3番から	メートル 最大 26.3 最小 5.0	メートル 51,738	メートル 68	メートル 51,806	( )内は、 バイパス
			茨城県久慈郡 里美村大字徳田 字茶屋場760番 福島県界まで	(最大 71.5) (最小 22.0)	(7,836.9)		(7,836.9)	

茨城県告示第347号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。  
その関係図面は、昭和50年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和50年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長			備 考
					実 延 長	重用延長	計	
	一 般 国 道	355号	茨城県東村西代 字中島千葉県界 から	メートル 最大 92.0 最小 6.0	メートル	メートル 953	メートル 953	
			茨城県東村西代 字東田1617番ま で	メートル 最大 92.0 最小 23.0		メートル 794	メートル 794	
			茨城県行方郡 牛堀町大字二つ 家423番の1か ら	メートル 最大 38.0	メートル 35,682.4	メートル 35,682.4		
			茨城県石岡市 大字石岡字箕輪 3347番の1まで	メートル 最小 6.0				

茨城県告示第348号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和50年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和50年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 供用開始の区間  
茨城県水戸市五軒町1丁目3番から  
茨城県久慈郡里美村大字徳田字茶屋場760番福島県界まで
- 4 供用開始の期日 昭和50年4月1日

### 茨城県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和50年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 供用開始の区間
  - (ア) 茨城県東村西代字中島千葉県界から  
茨城県東村西代字東田1617番まで
  - (イ) 茨城県行方郡牛堀町大字二つ家423番の1から  
茨城県石岡市大字石岡字箕輪3347番の1まで
- 4 供用開始の期日 昭和50年4月1日

### 茨城県告示第350号

茨城県農山漁村住宅改善資金制子補給金交付要項(昭和42年茨城県告示第982号)の一部を次のように改正する。

昭和50年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第1条から第3条までを次のように改める。

(目的)

第1条 この要項は、農業協同組合員又は漁業協同組合員(以下「組合員」という。)が健康で文化的な生活を営むために自ら居住する農山漁村住宅の維持改善と建設を行う場合に必要な建設資金(以下「資金」という。)について、県が資金の利子補給を行い、組合員が農業協同組合又は漁業協同組合(以下「単協」という。)から適切な金利で資金の融資を受けることによつて、農山漁家における健全な住宅の建設の促進を図ることを目的とする。

(県の利子補給補助)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、茨城県信用農業協同組合連合会又は茨城県信用漁業協同組合連合会(以下「信連」という。)が、資金貸付けを行う単協に対し、当該資金に係る利子の全部又は一部に相当する金額を補給するのに要する経費について、毎年度予算の範囲内で信連に対し利子補給補助金(以下「利子補給金」という。)を交付するものとし、当該利子補給金の交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

2 前項の規定による利子補給金の交付対象となる信連が行う利子補給に係る組合員1人当たりの資金の借受け限度額は、次のとおりとする。

種 類	借 受 け 限 度 額
新 築	200万円
増 改 築	120万円

(利子補給対象額、利子補給率及び利子補給期間)

第3条 前条第1項の規定により知事が行う利子補給金の交付に係る資金の利子補給対象額、利子補給率及び利子補給期間は、次のとおりとする。

種 類	利 子 補 給 対 象 額	利 子 補 給 率	利 子 補 給 期 間
新 築	200万円に貸付戸数を乗じて得た額以内	年2パーセント	償還開始年度から5年以内
増 改 築	120万円に貸付戸数を乗じて得た額以内		

2 前項の規定による利子補給対象額は、資金の償還開始年度においては、当該資金の全額とし、償還開始年度の次年度以降においては、次条第1項の規定による償還額を控除した残額とする。

3 信連が行う利子補給の対象となる単協の貸付資金に係る利率は、年9.5パーセント以内とする。

第15条を第16条とし、第6条から第14条までを1条ずつ繰下げ、第5条中「毎年」を「毎年度」に改め、同条を第6条とし、第4条中「第2条第1項、第2項及び第3項」を「第3条第1項及び第2項」に、「利子補給対象額の積数に第2条第1項」を「利子補給対象額に第3条第1項」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(住宅資金の償還)

第4条 組合員は、資金の借受年度は元金を据置き、次年度以降5年間で毎年度3月31日までに、元金均等年賦償還するものとする。ただし、一括繰上げ償還を妨げないものとする。

2 単協は、貸し付けた資金につき第2条第1項の規定による利子補給を信連から受けた場合は、当該利子補給額に相当する額を控除して償還させるものとする。

様式第1号中「第5条」を「第6条」に改める。

#### 付 則

この要項は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 茨城県訓令第6号

研修、講習、訓練等を受ける場合の旅費の調整基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和50年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 研修、講習、訓令等を受ける場合の旅費の調整基準の一部を改正する訓令

研修、講習、訓練等を受ける場合の旅費の調整基準（昭和37年茨城県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「1,800円」を「2,000円」に改める。

#### 付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 茨城県訓令第7号

茨城県公舎利用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和50年4月1日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 茨城県公舎利用規程の一部を改正する訓令

茨城県公舎利用規程（昭和39年茨城県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

#### 別 表

公 舎 利 用 料 （1平方メートル当たり月額）

構 造 別	木 造		非 木 造	
	円	円	円	円
経過年数				
5年未満		114		114
5年以上 10年未満		92		105
10年以上 15年未満		78		99
15年以上 20年未満		71		93
20年以上 25年未満		50		89
25年以上 30年未満		40		85
30年以上		40		81

- 注 1 面積は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に基づく床面積とする。
- 2 経過年数は、毎年4月1日現在をもつて決定するものとし、6カ月を超える分は1年に切りあげる。
- 3 東京都及び大阪府内に所在する公舎の公舎利用料については、基準利用料に立地条件による調整額として1月1平方メートル当たり11円を加算する。
- 4 10円未満の端数をじたときは、四捨五入の方法による。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所